

# 令和6年10月～ 児童手当制度改革の

# ポイント

**1** 対象が高校生の子どもを  
持つ家庭まで拡大

**2** 第3子以降の手当額が拡充

**3** 所得制限・上限の限度額が  
なくなる

●問い合わせ こども家庭課 (019-611-2772)

## 手続きが必要な方

- 令和4年6月分以降の児童手当等について、受給者の方の所得が所得上限限度額を超えたことで支給されなくなった方
- 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子を養育している方
- 新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末まで（平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた）の子がいる方
- 高校生年代の子が別居している方

## 手続き方法

- 手続きが必要と思われる方へ準備が整い次第、案内通知を送付します。通知の内容をご確認の上、手続きを進めてください。

## 申請受付の予定期間

- 令和6年9月頃～令和7年3月末

## その他

- 高校生年代の子が施設に入所している場合は、入所児童の児童手当は従来の制度と同様に施設が受給します。
- 公務員の方は、勤務先での手続きとなります。詳細は各勤務先でご確認ください。

## 令和6年度の現況届について

令和6年度の現況届は、これまで通りの制度が適用されるため、所得により支給額が特例給付となる場合や、手当が支給されなくなる場合があります。手当が支給されなくなった場合は、令和6年10月分からの手当を受給するために新たに申請が必要となりますので、ご了承ください。

	今まで (9月分まで)	10月分から
支給対象児童の年齢	中学校卒業程度（15歳の年度末まで）	高等学校卒業程度（18歳の年度末まで）  ※支給要件児童が就学しているか就労しているかは問いません。なお、該当の児童が児童手当の受給者から監護されていない場合や、児童が自身で独立して生計を営んでいる場合は支給要件児童に該当なりません。
手当額 (児童1人あたり)	【児童手当】 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前（第1・2子） 10,000円 3歳以上小学校修了前（第3子以降） 15,000円 小学校修了後中学校修了前 10,000円 【特例給付】 年齢に関係なく5,000円	●3歳未満 ・第1・2子 15,000円 ・第3子以降 30,000円 ●3歳以上高等学校修了前 ・第1・2子 10,000円 ・第3子以降 30,000円 ※特例給付は廃止
支給回数	年3回（6月、10月、2月）	年6回（偶数月）
第3子以降の数え方	高校生以下の子から数えて3人目以降で、かつ第3子以降の子が小学生の場合に適用	22歳の年度末までの子から数えて3人目以降である場合に適用  ※大学生に限らず、22歳の年度末までの上の子について、保護者などの経済的負担がある場合の児童をカウントの対象とします。
所得制限限度額および 所得上限限度額	適用	撤廃